

別表

第1 交付対象施設等の範囲(要綱第2条関係)

分類	介護サービス等を提供する施設・事業所
入所系事業所	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
複合型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
通所系事業所	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
訪問系事業所	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
備考	・上記事業所は、県内に所在するものに限る。 ・病院・診療所・保険薬局が行う一定のサービスについて、介護保険法上の指定があったものとみなされる「みなし指定」の事業所は対象外。

第2 支援金の算定方法等(要綱第3条関係)

交付対象者	交付対象施設等の区分	支援金額		交付要件
		定員1名当たり	1事業所当たり	
県内に所在する交付対象施設等を運営する法人等 (国・独立行政法人及び地方公共団体を除く。)	入所系事業所	15,000円	—	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日(令和6年10月1日)現在において、運営している事業所(申請日時点で、廃止・休止していないこと)であること。 ・入所定員数は令和6年10月1日時点における県又は市町村に届出等を行っている定員であること。 ・同一の事業所で介護保険と障がい福祉の両方のサービスを一体的に行っている場合は、主として使用するサービス(高齢者又は障がい者)で申請すること。(重複申請はできません。)
	複合型サービス事業所	15,000円 (宿泊の定員数)	130,000円	
	通所系事業所	—	130,000円	
	訪問系事業所	—	100,000円	